

資料編

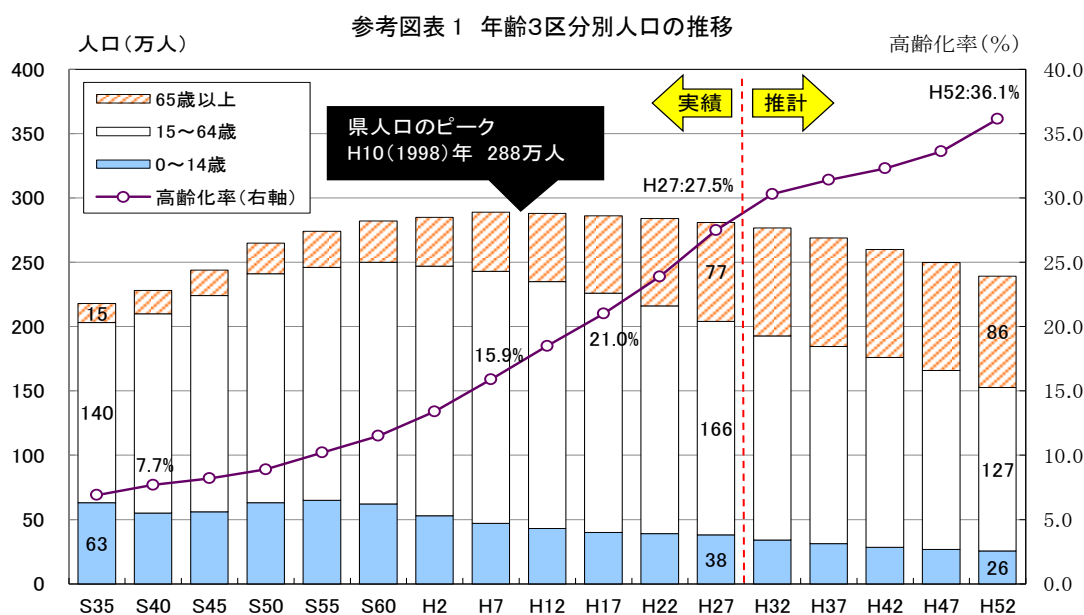
1 障害者の状況等

(1) 人口の動向

ア 人口構造

本県の平成27（2015）年10月1日現在の年齢別人口は、年少人口（15歳未満）が375,890人、生産年齢人口（15歳から64歳）が1,662,522人、高齢者人口（65歳以上）が774,440人となっています。

高齢化率（65歳以上の人口割合）は、昭和40（1965）年に7%を超えて高齢化社会となり、平成7（1995）年に14%を超え高齢社会に、平成17（2005）年には21%を超えて超高齢社会が到達し、その後も年々上昇を続けています。



資料：昭和35（1960）年～平成27（2015）年の実績値は国勢調査
平成32（2020）年以降の推定値は「日本の地域別将来推計人口（平成25（2013）年3月推計）」
（国立社会保障・人口問題研究所）

イ 人口分布状況

県内の市町は、政令市や中核市といった人口規模の大きな自治体が沿岸部に集中する一方で、内陸部や島しょ部では小規模の町が多くなっています。

参考図表 2 市町別人口と県人口に占める割合

市町名	人口	割合	市町名	人口	割合
広島市	1,194,034	42.0%	安芸高田市	29,488	1.0%
呉市	228,552	8.0%	江田島市	24,339	0.9%
竹原市	26,426	0.9%	府中町	51,053	1.8%
三原市	96,194	3.4%	海田町	28,667	1.0%
尾道市	138,626	4.9%	熊野町	23,755	0.8%
福山市	464,811	16.3%	坂町	12,747	0.4%
府中市	40,069	1.4%	安芸太田町	6,472	0.2%
三次市	53,615	1.9%	北広島町	18,918	0.7%
庄原市	37,000	1.3%	大崎上島町	7,992	0.3%
大竹市	27,865	1.0%	世羅町	16,337	0.6%
東広島市	192,907	6.8%	神石高原町	9,217	0.3%
廿日市市	114,906	4.0%	広島県	2,843,990	100.0%

資料：平成27（2015）年国勢調査

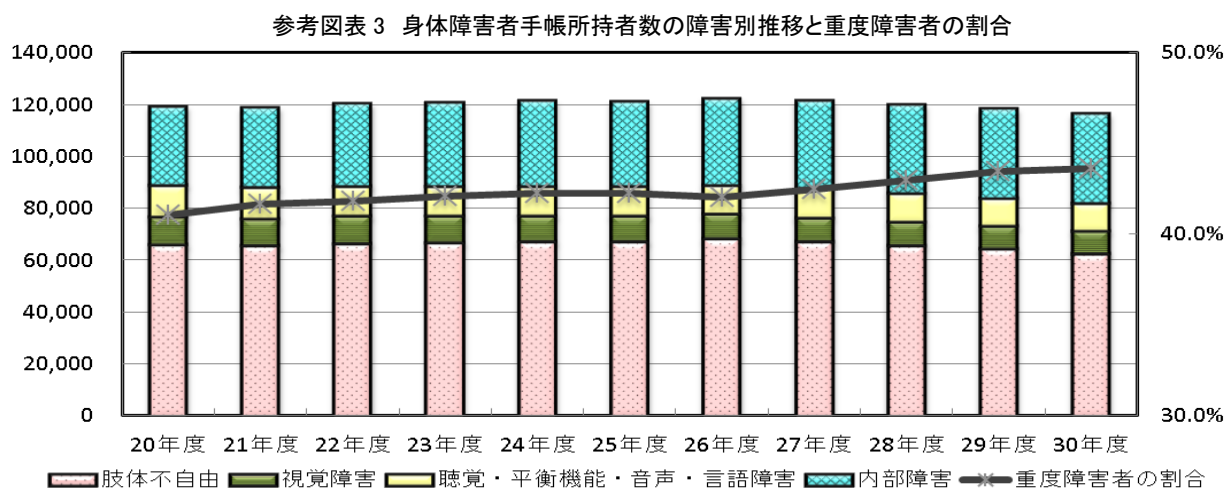
(2) 障害者等の現状

ア 身体障害児（者）

平成30（2018）年度（前年度3月31日現在）の身体障害者手帳所持者数は116,393人で、平成20（2008）年度の119,333人から2,940人（2.5%）減少しています。

重度身体障害者（身体障害者手帳所持者のうち1級及び2級）の割合については、平成20（2008）年度の41.1%から平成30（2018）年度には43.6%へと2.5ポイント増加しています。

年齢別では65歳以上の障害者の割合が増加しており、ここ5年間で2.3ポイント増加しています。

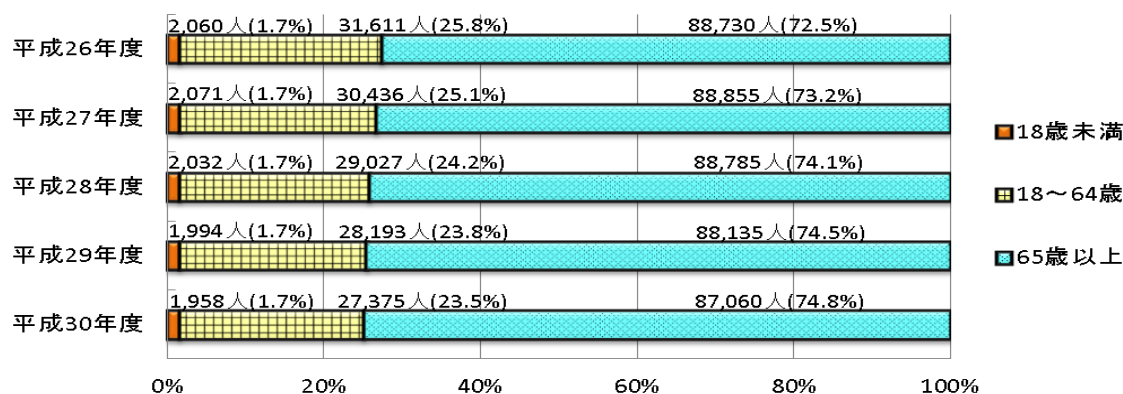


（単位：人）

	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
肢体不自由	65,873	65,443	66,396	66,648	67,080	67,222	68,143	67,140	65,687	64,302	62,613
視覚障害	10,933	10,633	10,528	10,252	10,059	9,781	9,568	9,321	9,096	8,878	8,663
聴覚障害者等	12,209	11,904	11,809	11,610	11,585	11,358	11,329	11,268	11,100	10,927	10,762
内部障害	30,318	30,859	31,506	32,168	32,601	32,693	33,361	33,633	33,961	34,215	34,355
計	119,333	118,839	120,239	120,678	121,325	121,054	122,401	121,362	119,844	118,322	116,393
重度障害者 (1～2級) (全体に 占める割合)	49,021 41.1%	49,489 41.6%	50,283 41.8%	50,811 42.1%	51,257 42.2%	51,159 42.3%	51,477 42.1%	51,562 42.5%	51,501 43.0%	51,440 43.5%	50,776 43.6%

※前年度3月31日現在（広島市、呉市及び福山市を含む）

参考図表4 身体障害者手帳所持者の年齢別構成比の推移



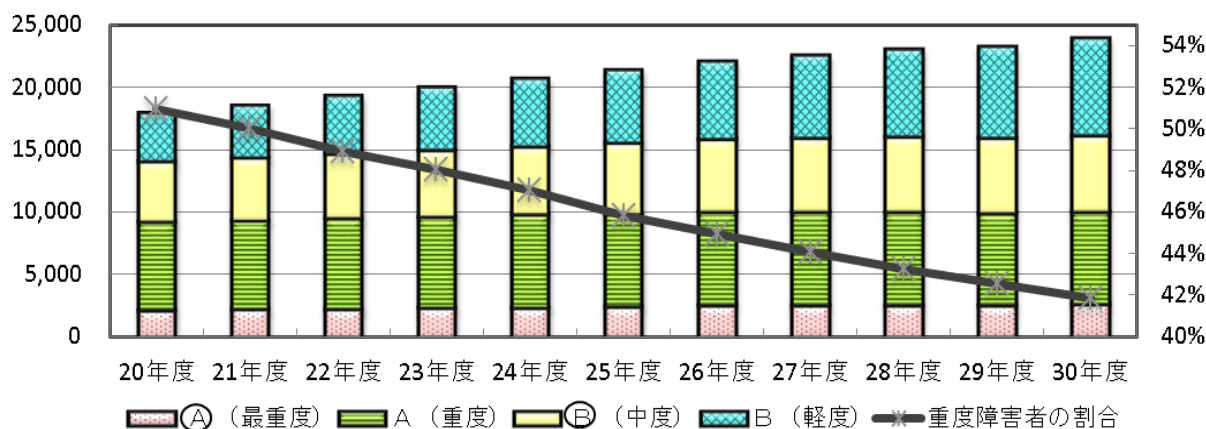
イ 知的障害児（者）

平成30（2018）年度（前年度3月31日現在）の療育手帳所持者数は23,863人で、平成20（2008）年度の17,941人から5,922人（33.0%）増加しています。

障害程度別では、B（軽度）の知的障害者の伸び率が大きくなっています。

重度知的障害者（療育手帳所持者のうち㊸及A）の割合については平成20（2008）年度の51.0%が平成30（2018）年度には41.8%へ減少していますが、人数は9,141人から9,983人へと9.2%増加しています。

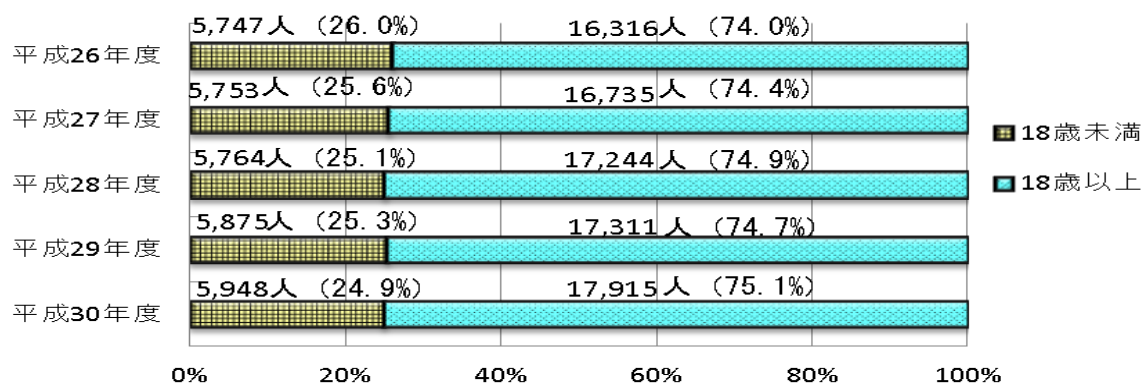
参考図表5 療育手帳所持者数の障害程度別推移と重度障害者の割合



	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
㊸ (最重度)	2,096	2,144	2,186	2,227	2,286	2,319	2,416	2,465	2,486	2,492	2,534
A (重度)	7,045	7,141	7,241	7,379	7,430	7,478	7,948	7,442	7,469	7,369	7,449
㊹ (中度)	4,924	5,068	5,235	5,352	5,506	5,686	5,836	5,942	6,043	6,032	6,139
㊺ (軽度)	3,876	4,208	4,610	5,037	5,421	5,900	6,313	6,639	7,010	7,293	7,741
計	17,941	18,561	19,272	19,995	20,643	21,383	22,063	22,488	23,008	23,186	23,863
㊸ + A (全体に占める割合)	9,141 51.0%	9,285 50.0%	9,427 48.9%	9,606 48.0%	9,716 47.0%	9,797 45.8%	9,914 44.9%	9,907 44.1%	9,955 43.3%	9,861 42.5%	9,983 41.8%

※前年度3月31日現在（広島市、呉市及び福山市を含む）

参考図表6 療育手帳所持者の年齢別構成比の推移

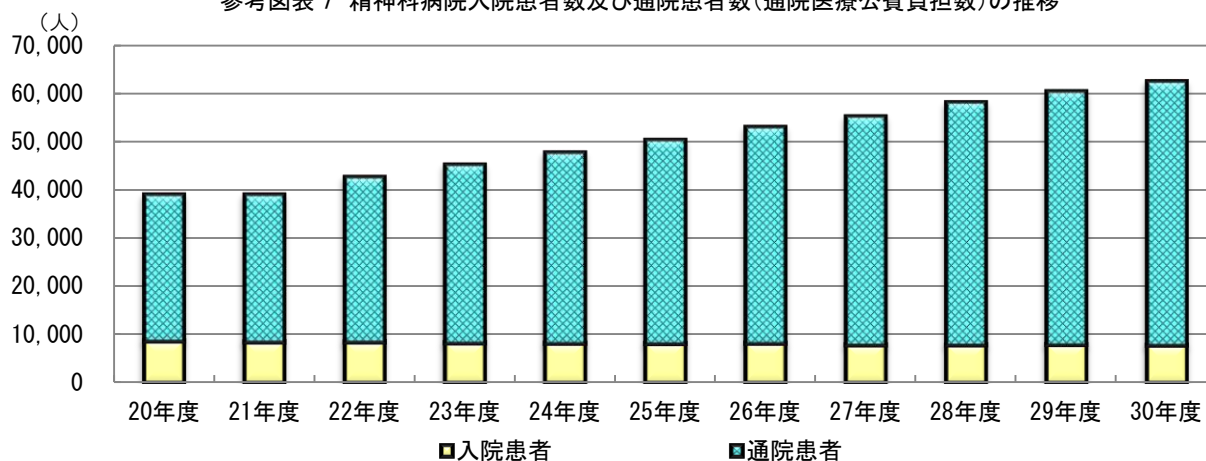


ウ 精神障害者

精神障害者入院患者数は、平成20（2008）年度（6月30日現在）の8,577人から平成30（2018）年度（前年度3月31日現在）には7,700人へと、この10年間で877人（10.2%）減少している一方、通院患者数は30,500人から54,840人へと24,340人（79.8%）増加しています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成30（2018）年の31,623人で平成20（2008）年の15,987人からほぼ倍増しています。

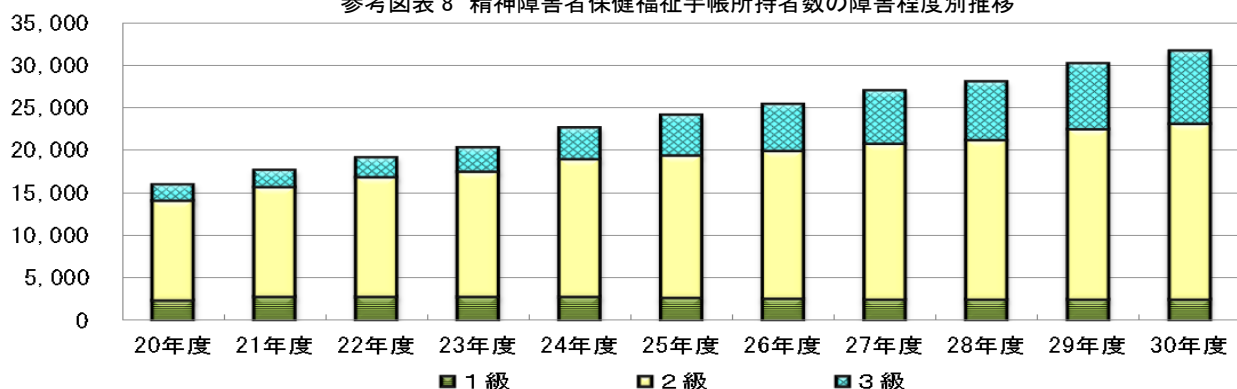
参考図表 7 精神科病院入院患者数及び通院患者数(通院医療公費負担数)の推移



	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
入院患者	8,577	8,369	8,383	8,186	8,125	8,079	8,122	7,797	7,818	7,839	7,700
通院患者	30,500	30,754	34,377	37,132	39,716	42,350	44,993	47,515	50,393	52,632	54,840
計	39,077	39,123	42,760	45,318	47,841	50,429	53,115	55,312	58,211	60,471	62,540

※各年度6月30日現在（広島市を含む），平成30（2018）年度は3月31日現在

参考図表 8 精神障害者保健福祉手帳所持者数の障害程度別推移



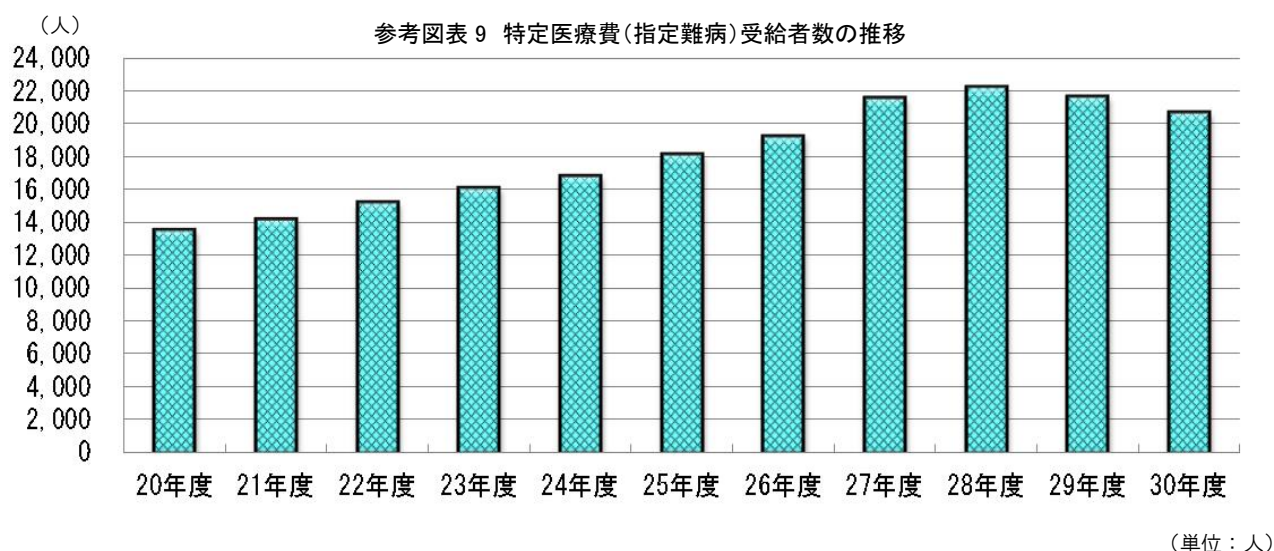
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
1級	2,338	2,759	2,818	2,784	2,788	2,654	2,593	2,510	2,492	2,517	2,432
2級	11,758	12,895	14,026	14,737	16,132	16,782	17,284	18,240	18,720	19,898	20,683
3級	1,891	1,996	2,331	2,838	3,723	4,671	5,524	6,228	6,820	7,726	8,508
合計	15,987	17,650	19,175	20,359	22,643	24,107	25,401	26,978	28,032	30,141	31,623

※前年度3月31日現在（広島市を含む）

エ 難病患者

平成30（2018）年度（前年度3月31日現在）の特定医療費（指定難病）受給者数は、20,685件となっています。

平成27（2015）年1月1日に「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」が施行され、平成30（2018）年3月31日現在、331の疾患が医療費助成の対象となる「指定難病」となっています。難病法施行後となる平成27年度以降の特定医療費（指定難病）受給者数は、概ね横ばいで推移しています。



	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
特定医療費(指定難病)受給者数	13,520	14,180	15,181	16,067	16,805	18,126	19,248	21,530	22,191	21,638	20,685

※前年度3月31日現在（広島市を含む）
平成27（2015）年度以前は、特定疾患医療治療研究事業承認数

オ 発達障害児（者）

広島県内の発達障害者（児）数は明らかになっていませんが、文部科学省が平成24（2012）年2月から3月にかけて実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」では、全国の公立小中学校の通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある児童生徒の割合（推定値）は6.5%という結果が出ています。

なお、本県では、平成17（2005）年10月から「広島県発達障害者支援センター」を設置しており、平成29（2017）年度の支援件数は、延べ1,021件となっています。

支援の内容では、発達障害児（者）に対する就労支援の占める割合が増加傾向にあります。

▶▶▶ 発達障害

発達障害者支援法では、発達障害とは、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。」とされています。



※ アメリカ精神医学会の診断基準が改訂され、アスペルガー症候群などの下位分類を含む「広汎性発達障害」が『自閉症スペクトラム(障害)』というひとつの診断名に統合されており、日本における今後の診断基準にも影響を与えるといわれています。

(3) 障害者を取り巻く環境の変化

ア 障害者施策に係る主な法改正等

年 月	内 容
平成23（2011）年6月 [H24. 10 施行]	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」成立 ① 障害者に対する虐待の防止 ② 発見者の市町への通報義務 ③ 市町長の立入調査 ④ 市町障害者虐待防止センターの設置 ⑤ 都道府県障害者権利擁護センターの設置
平成23（2011）年7月 [H24. 8 施行]	「障害者基本法の一部を改正する法律」成立 ① 障害者の定義の見直し ② 地域社会における共生等
平成24（2012）年6月 [H25. 4 施行]	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」成立 ① 公契約における障害者の就業を促進するための措置等 ② 障害者就労施設等の供給する物品等に関する情報の提供
平成24（2012）年6月 [H25. 4 一部施行] [H26. 4 施行]	「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」成立 ① 障害者自立支援法の法律名を変更（障害者総合支援法） ② 障害者の範囲に難病等を追加 ③ 重度訪問介護の対象拡大
平成25（2013）年6月 [H28. 4 施行]	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の成立 ① 差別的取扱いの禁止、合理的配慮の不提供の禁止 ② 差別の解消の推進に関する基本方針を策定
平成25（2013）年6月 [H28. 4 施行]	「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」の成立 ① 障害者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助 ② 法定雇用率の算定基礎の見直し
平成25（2013）年6月 [H26. 4 一部施行] [H28. 4 施行]	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律」の成立 ① 精神障害者の医療の提供を確保するための指針の策定 ② 保護者制度の廃止、医療保護入院の見直し、精神医療審査会に関する見直し
平成26（2014）年1月	「障害者権利条約」の批准
平成26（2014）年5月 [H27. 1 施行]	「難病の患者に対する医療等に関する法律」の成立 ① 難病に係る新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立 ② 難病の医療に関する調査及び研究の推進 ③ 療養生活環境整備事業の実施
平成28（2016）年4月 [H28. 8 施行]	「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の成立 ① 地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進 ② 成年後見制度の利用に関する体制の整備
平成28（2016）年5月 [H28. 8 施行]	「発達障害者支援法の一部を改正する法律」の成立 ① 発達障害者の定義の見直し ② 発達障害者の支援等のための施策の強化 ③ 発達障害者支援地域協議会の設置
平成28（2016）年5月 [H28. 6 一部施行] [H30. 4 施行]	「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の成立 ① 地域生活や就労定着に向けた支援を行うサービスの新設等 ② 医療的ケアを要する障害児に対する支援 ③ 障害福祉サービス等の情報公表制度の創設

イ 障害者権利条約

- 全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者固有の尊厳の尊重を促進することを目的とした「障害者権利条約」が平成18（2006）年12月に国連総会で採択され、平成20（2008）年5月に発効しました。
- この条約に関する諸提案について検討するため設置された「アドホック委員会」では、障害者団体も同席し、発言する機会が設けられました。それは、障害当事者の間で使われているスローガン「“Nothing About Us Without Us”（私たちのことを、私たち抜きに決めないで）」にも表れているとおり、障害者自身が主体的に関与しようとの意向を反映し、名実ともに障害者のための条約を起草しようとする、国際社会の総意でもありました。
- 国連総会で条約が採択された翌年の平成 19（2007）年 9 月、日本は障害者権利条約に署名しました。国内では、障害者権利条約の締結に先立ち、国内法の整備をはじめとする諸改革を進めるべきとの障害当事者等の意見も踏まえ、平成 21（2009）年 12 月に「障がい者制度改革推進本部」を設立し、条約締結に向けて集中的に国内法制度改革を進めていくこととしました。これにより、障害者基本法の改正、障害者総合支援法の成立、障害者差別解消法の成立および障害者雇用促進法の改正など、障害者のための様々な制度改革が行われています。
- 日本は平成 25（2013）年 12 月に条約締結のための国会承認を経て、平成 26（2014）年 1 月 20 日に批准書を国連に寄託し、140 番目の締約国となりました。同年 2 月 19 日から日本で条約の効力が生じています。
- 日本がこの条約を締結したことにより、障害者の権利の実現に向けた取組を一層強化し、人権尊重についての国際協力も一層推進していく必要があります。